

(3) 原産地証明書のデータ交換に向けた取組

背景・課題

- 2022年1月発効のRCEPなど、メガEPAを含めた各種EPAが進展するなか、日本が締結するEPAの原産地証明手続は、自己申告制度が導入されている一部のEPAを除き、多くのEPAで第三者証明制度(※)が採用されている。
(※)輸出締約国当局又は当該当局が指定する機関が輸出者等に対して原産地証明書を発給する制度
- 日本への輸入についてはPDFファイル等での原産地証明書の提出が可能となっているが、日本からの輸出については、EPAの利用が多いASEAN向けなど、各国の税関当局から紙原本の提出が求められる場合が多く、産業界からはASEAN各国の税関当局における原産地証明書のPDFファイル等による受理及び当局間の原産地証明書のデータ交換を期待する声がある。
- 当局間の原産地証明書のデータ交換はPDFファイル等による受理よりもさらに迅速なやり取りが可能であり、原産地証明書の真正性が確保されるというメリットもあり、ASEAN域内では既に原産地証明書のデータ交換が実施されている。
- 総合的なTPP等関連政策大綱（2020年12月8日改訂）において「原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む。その際には相手国の制度等を考慮する」ことが掲げられている。

取組の概要

- タイ、インドネシア及びASEANとの原産地証明書のデータ交換に係る協議を2021年に開始。また、データ交換が実現するまでの措置としてのPDFファイルによる原産地証明書の受け入れについて、国内関係省と連携して相手国に働きかけ。
- データ交換に必要な項目や接続方法について、税関における原産地規則の適正執行の観点を踏まえつつ、相手国当局に加えて、国内関係省等とも協議を進めるとともに、新たな機能についてシステム開発を実施。必要な検証を経て早期のデータ交換開始を目指す。